

審査基準

平成18年11月30日作成

法令名	確認事務の委託の手續等に関する規則
根拠条項	第10条第5項
処分概要	認定書の再交付
原権者(委任先)	青森県公安委員会
法令の定め	確認事務の委託の手續等に関する規則第9条第2項
審査基準	判断基準は法令の定めによる。
標準処理期間	14日間
申請先	青森県公安委員会
問い合わせ先	青森県警察本部交通部交通指導課 017-723-4211
備考	